

## 第2回愛西市情報公開審査会会議録

会議の名称	平成30年度第2回愛西市情報公開審査会
開催年月日	平成31年2月20日(水曜日)
開始・終了時刻	午後2時00分から午後2時40分
開催場所	愛西市役所 北館2階 会議室2-1
議長氏名	杵田勝彦
出席委員氏名	杵田勝彦 佐藤徳潤 飯田十志博
欠席委員氏名	弓削 恵 渡邊明子
説明者の職氏名	柴田課長補佐 鈴木主事
事務局職員職氏名	伊藤総務部長 鷲尾総務課長 柴田課長補佐 鈴木主事
会議次第	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 会議録署名者の指名について 3 報告事項 (1) 平成30年度上半期 公文書公開請求件数等について 4 その他
配布資料	資料 1 平成30年度情報公開請求一覧
公開／非公開 傍聴人数	公開 なし

=開会=

## 次第 1 会長あいさつ

杵田会長よりあいさつ

## 次第 2 議事

### (1) 「会議録署名者の指名について」

佐藤委員が会長より指名される。

## 次第 3 報告事項

### (1) 「平成30年度上半期 公文書公開請求件数等について」

事務局から資料1を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

会長 今回非公開となったのは、主に市情報公開条例第5条第2号の個人に関する情報及び第3号の法人に関する情報となっているが、それ以外の理由として、第6号が挙げられている。番号4-1でダイヤルインを第6号で非公開としているが、どのような理由で第6号に該当させたのか。

事務局 各支所、上水道課及び地域包括支援センターサブセンターのダイヤルインについては、現在、職員間の連絡用として使用している。公開することにより、一般の方から電話がかかってくると、回線が1本しかない為、業務に支障を及ぼすおそれがあるということから、非公開とした。

会長 分かりました。次に番号46-2について、愛西市が苦情に対して、どういう調査をして、どのように対応したかの詳細を記録した部分を非公開としたということでしょうか。公開することにより、今後の調査や指導に支障を及ぼすおそれがあるという趣旨でよいのか。

事務局 はい。

会長 一般的なものぐらひは公開していいように思うが、どうか。

事務局 指導は条例に基づいて行うものであるが、指導内容の公表は勧告を経て行なわれるものとされているため、勧告を行っていない状況で指導内容を公表するのは難しい。

会長 それなら理解できる。私からは以上となるが、他になにかあるか。

委員 ダイヤルインについて、一般的にはダイヤルインが普及していく中で、愛西市は今後も一般には周知せず、非公開の状況を続けていくのか。

事務局 非公開としているのは、各支所、上水道課及び地域包括支援センターサブセンターのダイヤルインのみであり、本庁舎にある課については、公開している。各支所等については、配置されている職員の人数が少なく、窓口をしながら電話の対応をするのが難しい場面がある。そのため、各支所等については、代表電話で交換手が一旦対応することになっているのが現状である。各支所等のダイヤルインについては、今後検討してすべき課題であると認識している。

会長 第2号の個人に関する情報について、番号37の担当者氏名、番号38の仲立人氏名を第2号に該当する個人情報としているが、本当に個人情報にあたるのか。担当者というのは誰のことか。

事務局 契約を行った保険会社の担当者の氏名である。

委員 単に仕事として行っているのであれば、隠す必要はないのでは。そのあたりの厳密な区分はされているのか。

事務局 現在の整理として、人の名前に関しては全て個人情報として扱っている。その中で、公務員の氏名に関してのみ、職務の遂行に係る情報である時は公開をしている。

会長 分かりました。

委員 前回は話したと思うが、一部公開というと、ほとんどの部分が公開されないような印象を受けるが、実際は9割公開されているようなものも、一部公開となっている。一部公開という表現ではなく、例えば「AとBを除き全て公開」というような別の表現には出来ないのか。

事務局 「公開」「一部公開」「非公開」という単語になるので、決定内容を記すうえでこのような表現をせざるを得ない。資料中から、決定内容の欄を無くすなり、より分かりやすくなるように改善していきたいと思う。

会長 資料は分かりやすくあればいいので、改善をしていただければよい。審査会が知りたいのは特殊事例であるから、特殊事例についてどのような決定をしたのか分かりやすい資料を作ってもらえればよい。

— 委員了承 —

#### 次第 4 その他

事務局より連絡事項。

=閉会=